

【勤務条件に関する措置の要求に係る判定結果の公表】の訂正について

「判定の結果」を次のとおり訂正します。

(誤) 要求事項の(1)については棄却し、要求事項 1 の(2)については理由があるものとして認容する。

(正) 要求事項の(1)については棄却し、要求事項の(2)については理由があるものとして認容する。